

Gコード科目に関する成績評価の疑義照会及び不服申立てに関する留意事項

新潟大学教育基盤機構
教学マネジメント部門

1. Gコード科目の成績に関して疑義がある場合、「成績評価に関する疑義照会書」(所定様式)に必要事項を記入のうえ、学務部教務課へ提出することにより、担当教員から当該疑義に対する回答を受け取ることができます。しかし、疑義照会にあたっては、次の点に留意してください。

【成績評価の疑義照会に関する留意事項】

成績評価の疑義照会ができるのは、自らの成績への疑義に明確な根拠がある場合のみです。疑義の内容が具体的に示されていないと、受け付けられない場合もあります。特に、単なる再評価を求めるもの、救済してほしいといった希望や懇願的な内容のもの、低い評価に対する個人的感情に基づくもの、他者の扇動によると思われるもの等は受け付けられません。

このことについて、具体的には次のような事例を参考にしてください。

受付できる事例

- 1) 成績の誤記入等、明らかに授業担当教員の誤りであると思われるもの。
- 2) シラバスに記載されている成績評価の基準及び方法に照らして、明らかな誤りがあると思われるもの(ただし、成績評価の基準や方法について変更される場合もあるので教員から連絡がなかったか注意すること)。

受付できない事例

- 1) 担当教員に情状を求めるもの。
「進級に関わる」、「卒業に関わる」、「この単位があれば卒業できる」等
 - 2) 具体的な根拠がなく、他の学生と対比して単に不満を訴えるもの。
「友人は80点だが、なぜ自分は70点なのか」等
 - 3) 具体的な根拠がなく、その評価になった理由のみを問い合わせるもの。
「がんばったと思うのだが、どうして60点なのか」等
- ※ 2), 3) の場合であっても、明確な根拠の提示がある場合は受付可。

2. 疑義照会後の教員からの回答によっても疑義が解消されない場合は、「成績評価に関する不服申立書」(所定様式)に必要事項を記入のうえ、学務部教務課へ提出することにより、成績評価に関する「不服申立て」を行うことができます。

【成績評価の不服申立てに関する留意事項】

不服申立てができるのは、疑義照会により得られた回答が曖昧で教員の説明が不明確な場合のみです。どのような点が不明確であるのか、申立者により具体的に示されていないと、受け付けられない場合もあります。特に、教員による回答が合理的であるにもかかわらず単に「食い下がる」もの、照会結果に必要以上の説明を求めるものは受け付けられません。

不服申立てが受け付けられた後は、教学マネジメント部門が教育基盤機構の関連部署と協力しながら、該当科目の成績評価について審査をします。その過程で、申立者または担当教員に評価材料(レポート、答案など)の提出を求め、採点や評価方法が妥当であるかを検討します。この手続きには、時間を要することもありますので、留意しておいてください。